

平成21年第3回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）

平成21年9月8日（火） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 川村三十三君 他7名

「質問事項及び順序（別紙）」

---

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

質問者 川村三十三君 他7名

「質問事項及び順序（別紙）」

---

○出席議員（18名）

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	天間章八君		4番	瀬川左一君
	5番	盛田恵津子君		6番	田嶋弘一君
	7番	田嶋輝雄君		8番	三上正二君
	9番	天間清太郎君		10番	原孝子君
	11番	川村三十三君		12番	松本祐一君
	13番	二ツ森圭吉君		14番	田島政義君
	15番	中村正彦君		16番	白石洋君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	大平均君
総務課長	塚尾義春君	支所長 (兼支所庶務課長)	千葉岩男君
企画財政課長	楠章君	税務課長補佐	高田浩一君
町民課長	沢田康曜君	社会生活課長	附田繁志君
健康福祉課長	田中順一君	会計課長	天間勤君
農林課長	森田耕一君	新幹線建設対策課長	八嶋亮君
建設課長	神山俊男君	商工観光課長	米内山敬司君

上下水道課長	天 間 一 二 君	城南児童館長	向中野 良 一 君
教育委員会委員長	中 村 公 一 君	教 育 長	倉 本 貢 君
学 務 課 長	米 澤 秀 一 君	生涯学習課長	花 松 了 覚 君
スポーツ振興課長	桜 田 明 君	中央公民館長	二ツ森 政 人 君
南公民館長 (兼中央図書館長)	小 原 信 明 君	農業委員会会長	佐 藤 午之助 君
農業委員会事務局長	大 村 清 隆 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	小 林 広 一 君	選挙管理委員会委員長	松 下 喜 一 君
選挙管理委員会事務局長	沢 田 康 曜 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 広 一 君	事 務 局 次 長	築 田 政 光 君
---------	-----------	-----------	-----------

---

○会議録署名議員

3 番	天 間 章 八 君	4 番	瀬 川 左 一 君
-----	-----------	-----	-----------

---

○会議を傍聴した者（23名）

---

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	川村三十三 君	七戸町職員の懲戒に関する条例について	職員の懲戒処分とその妥当性について
		町の入札制度について	1. 七戸町の落札率と県下40市町村の落札率を知りたい。 2. 七戸町の18年度～21年（6月現在）の平均落札率について問う
2	田島 政義 君	職員の不祥事について	町当局の考え方を聞きたい
		ふれあいセンター宿泊施設について	宿泊施設の取扱について、現在の利用状況は教育委員会、昨年までの利用状況は企画財政課であるが、町長並びに教育長に聞きたい
3	天間 章八 君	町税等の滞納状況について	町税等滞納者の徴収対策について、伺いたい
4	佐々木寿夫 君	鷹山宇一美術館について	・応接室を設置できないか ・売店を拡大し売店と喫茶室を設置できないか。 以上伺いたい。
		七戸春祭りについて	・今年の各イベントの参加人数はいくらか。また昨年度と比較してどうか。 ・町商店街への客の流れはどうであったか。 ・今年の春祭りで、昨年より進んだ取り組みは何か。 ・「観光商業」の推進のため、今後の方向はどうか。 伺いたい。

		都市計画マスタープランの策定について	・今までの七戸町長期総合計画との整合性はどうか伺いたい。
5	瀬川 左一 君	特産物加工等設備への助成について	農産物に付加価値をつけるため、あるいは特産物開発のため、既存の加工業者のみならず、広くアイデアを募りたい。集落単位などで意欲の高い地域に加工設備を設置するための補助制度を創設する考えはないか。
6	田嶋 弘一 君	道路整備について	①みちのく有料道路、上原子、疍、鳥谷部、七戸中学校前、和田、高屋敷、394号線を横断する線、野々上、五十貫田線を今後どのように整備するのか伺います。 ②394号線、長沢、十字路、附田、花松線、榎林、昭和線を今後どのように整備するのか伺います。 ③県道、中野、天間、一本木、石沢線を今後どのように整備するのか伺います。 ④駅、北口道路について、手代森、中野、役場までの道路整備計画はどのようになっているのか伺います。
7	附田 俊仁 君	天間林地区の中学校統合について	1.生徒数の減少の推移はいかようか。 2.教育環境の効率的な整備の観点から、統合の必要性はいかがか。
		町管理施設の合理化の進展について	1.町管理施設のうち、早急に建替え若しくは移転すべき施設はあるのか。 2.町管理施設の再編計画の有無について
8	田嶋 輝雄 君	農業振興対策について	耕作放棄地再生利用緊急対策について ①耕作放棄地の現況と解消する為の強化策をどのようにとってきたか ②この対策に対し町として上乗せの補助金の考えはあるか ③その上で、面的集積を進める有効と考えられる農地集積加速化事業があるが、その事業に取り組む考えはあるか

開議 午前10時00分

- 議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しております。  
したがいまして、平成21年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。
- 

#### ○諸般の報告

- 議長（田中正樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

#### ○開議宣告

- 議長（田中正樹君） これより、9月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

#### ○日程第1 一般質問

- 議長（田中正樹君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、11番川村三十三君、発言を許します。

- 11番（川村三十三君） 皆さん、おはようございます。

久々に最初の質問者として登壇いたしました。11番議員の川村三十三でございます。  
私の質問事項は二つでございますが、最初は、七戸町職員の懲戒に関する条例について、二つ目は、町の入札制度についてであります。

町長は、今時、町議会開会冒頭に当たって、8月30日、投開票が行われました衆議院選挙について述べられておりました。まことに時宜を得たものであると思っております。  
私も一選挙民、一議員の立場から少しく感じを、この選挙について感じたことを申し述べさせていただきます。

選挙の翌日、8月31日の新聞紙上にこんなことが載っておりました。2009年8月30日を後世、歴史年表に大きな活字で特筆されるであろう日本の民主主義の前進が、衝撃的な数字で示された瞬間であります。現職首相を退場させる。後継を指名して舞台に上げる永田町の政争などを介せず、有権者自身の手でばっさり、それをやってのけた経験は過去にないことであります。かくして、1955年の結党以来続いた自民党、第一党体制はついに終止符を打つことになったのであります。

この結果、日本国内47都道府県、小選挙区370議席で、自民党議員が1名もない府県が12にも及んだのであります。我が青森県にあっては、全国的な強い風の影響も何のその、自民党の力強い底力を発揮し、1区を除いた2区、3区、4区は自民党が勝利を勝ち取ったのであります。

とりわけ、2区における七戸町では、自民党の候補を応援する七戸町の姿勢がよく出て

おります。町長並びに前町長、議長、議員の皆さん方のそろい組みの写真が9月3日の新聞紙上に掲載されたのを見て、さもありなんという感じを抱きました。

いずれにいたしましても、政権は交代いたしました。選挙民の意識も大きく変わったと思います。それだけに、今後、国政を担います民主党には、選挙時に掲げましたマニフェストの実現に努力していただきたいし、同時に、惨敗いたしました自民党にあっては、一日も早く敗戦の原因を究明され、健全な野党として民主政治の発展に寄与してほしいものと御期待申し上げる次第でございます。

町当局にあっても、従来の自民党べつたりの発想から、新政権民主党への発想転換も必要であろうかと思ひますし、当面、補正予算の凍結、来年度予算の枠組み等に大きな変更も予想されますので、事務量もさらにふえ、多忙さが加わると思ひますが、職員並びに町当局は鋭意努力され、町民本位のサービスを期待してなりません。

一方、町政に携わる町議会議員の1人として、従来にも増して研さんを積み、政権転換におくれることなく、新しい感覚のもとに町民の御期待にこたえていく所存であります。

それでは、第1の質問に移らせていただきます。

七戸町職員の懲戒に関する条例についてお尋ねいたします。

私は今まで、七戸町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例にほとんど無関心でありました。それは、職員の皆さんが公務員として倫理観を持ち、町民のために大いにサービス精神を発揮して職務に専念されていると信じていたからであります。

ところが、去る7月の町議会全員協議会で、2人の職員の公金着服の件を聞き唖然いたしました。あつてはならないことが、とうとう七戸役場でも発生したのか、全員協議会では、さして論議されたほどではありませんでしたが、懲戒処分公表をめぐって疑義が出たことも確かであります。

1人は発表し、もう1人は、被害者との話し合いの結果、プライバシーに配慮して公表しないとのことでした。ここに、当日の16日、17日の新聞がございます。このニュースが7月15日と16日の東奥日報紙上に掲載され、町民から疑問と憤りの声が上がったのであります。町当局は、こういう町民の方々にこたえなければならぬと思ひますが、いかなるものでございましょうか。

七戸町職員の懲戒処分に当たっては、その公正かつ適正を図るため、七戸町職員懲戒処分審査会が設置されておりますが、この事案について審査会が開かれたと思ひますが、その結果を町長にどのように報告されたでございましょうか。そしてそれを町長はどのように受け取り、公表に踏み切ったのかも伺ひいたします。

また、七戸町職員の懲戒処分等の公表に関する基準第5条に、次に掲げる場合は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、公表内の全部または一部を公表しないことができると、こうありまして、(1)、被害者その他関係者の権利、利益が害されるおそれがある場合。(2)として、被害者その他関係者が公表を望まない場合。(3)、処分者が特定されるおそれがある場合。この条項が今回の公表と関連があると思ひますが、町長はこのこ

とについてどのように考えておりますか、御見解を伺います。

なお、審査会設置要綱の第3条に、審査会が審査した事項は、任命権者が行う処分の内容を束縛するものではないが、もう一度言います。審査会が審査した事項は、任命権者が行う処分の内容を束縛するものではないが、処分の公平を図るため、任免権者はその結果を尊重するものとするがあります。

次に、懲戒処分に関連して、七戸町・天間林村が合併して以来、交通事故事案を含めて、懲戒処分の対象になった人数はいかほどか、お知らせください。

また、現在、公益通報者保護法なる法律があるわけですが、これは、内部告発者を保護するものですが、当七戸町にあつては、今まで係る事案について、告発の件数があつたかどうかもお知らせいただきたい。

処分に絡んでの副町長の減給処分の件であります。

副町長は、処分された方の直接の上司であつた経緯がありますけれども、その年度は1年間、その後、外郭団体に出向し、ことしの3月退職されております。そして、6月の定例議会において副町長に任命されたわけですが、この副町長の減給、10分の1、2カ月間、このことについては私は納得できません。町の三役についての懲戒処分の条項がないのでありますだけに、いかなる条項を適用して、副町長の減給処分にしたのか、そのことについては、多分、公正委員会にかかっていると思いますので、その辺の事情についてもお知らせいただきたい。

質問事項の二つ目ですが、町の入札制度についてであります。

去る8月14日の東奥日報紙に載つた記事であります、全国市民オンブズマン連絡会議は、8月13日までに、全国都道府県と政令指定都市の2008年の入札と、その分析結果を公表しておりました。

それによりますと、平均落札率が最も低かつたのは、大分県の77.6%、政令市では、埼玉の73.5%でありました。本県の落札率は、2002年から2005年までは90%で推移しておりましたけれども、その後は80%台後半で推移していると、このように報じておりました。

今、企画財政課が、国交省ホームページ掲載資料を参考にした県内40市町村の平均落札率、七戸町の2008年、平均落札率は94.3%となつており、七戸町より高い落札率を示しているのは15市町村で95%台、最も高いのは三戸町の97.5%でした。七戸町より低い市町村は22市町村で、最低の入札率は階上町の77.8%でありました。

入札に関しては、このところ公表もされている関係からか、入札率はだんだん低くなる傾向になっておりますが、青森県の入札については、疑義の持たれる行為が依然として報道されているところであります。不況が続く今日、業者間の競争も激しくなり、共倒れにならないために、企業間の生き残り方法が考えられるわけですが、町当局としても、その対応を考えておるとは思いますが、どのような方法をとっているのかお伺いいたします。

私は、町当局に対し、町の平成18年度から21年の6月までの平均落札率の資料提供を求めています。それについてもお答えいただければ幸いです。

以上、壇上から私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

川村議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目であります。

2回に分けての公表ということでもありますけれども、なぜかと。これにつきましては、さきの議会全員協議会でも御説明申し上げたとおり、いわゆる2回に分けての公表というのはしておりません。このことについては、一方を公表し、また一方を公表しないという、結果的にはそういうことになりました。

けれども、そういった面では、いろいろ疑義があり、御批判があるというのは承知しておりますが、いわゆる七戸町職員の懲戒処分等の公表に関する基準に沿って、いわゆる被害を受けた団体の意思を尊重し、公表しないことといたしました。

ただ、これについては、これから、公表基準の運用について見直しを進めてまいりたい。そういう疑問を抱かれないような、そういった形にしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、2点目の特別職の減給についてお答えいたします。

旧職員時代の監督責任を問えるかという御質問では、これは、退職した時点で、監督責任は問えないということになります。

そして、懲戒処分審査会は、現職の職員が対象で、特別職の職員については、いわゆる対象外ということになっております。

そして、さきの臨時議会で私と副町長の減給の条例を可決いただきましたが、これは、あくまでも私どもが現職時代にかかわったことによる道義的な責任が一つ、それから、現在の立場を踏まえての責任ということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、懲戒処分審査会、これが開かれたかということになります。これについては、都合4回開催をされておまして、その中での私に対する報告というのは、いわゆる公金の一時借用ということであるけれども、結果的には横領ということになると。そして、法的な内容、見解についても、法律の専門家からもいろいろアドバイスをいただきました。それから、県内いろいろな事例というのも参考にし、県の見解もいただいて、横領ということであれば、これはもう、いわゆる懲戒免職ということで、そういう決断をして、処分を公表したということになります。

それから、合併以来、懲戒処分の対象者数ということになります。これは5名ということになります。

それから、内部通報による、そういった事例があるのかということになりますが、これ

についてはございません。

以上が、懲戒に関する条例の件の答弁の内容であります。

次に、七戸町の落札率と県下40市町村の落札率及び七戸町における平成18年度から21年度の平均落札率についての御質問であります。

まず、七戸町の落札率については、平成20年度の平均の落札率は93.5%となっております。

また、県内他市町村の落札率について、平成19年度についての数値であります。市部においては、青森市が92.6%、八戸市が84.6%、弘前市が87.4%、十和田市が93.9%。町村部では、東北町95.5%、野辺地町が92.3%、六戸町が95.8%、これが周辺市町村ということであります。

その他の市町村につきましては、いわゆる皆様のお手元に配付している資料をごらんいただきたいと思います。

次に、七戸町における平成18年度から平成21年度の平均落札率につきましては、平成18年度94.2%、平成19年度94.3%、平成20年度が93.5%、そして平成21年度8月現在91.9%となっております。

落札率の関係は、以上であります。

○議長（田中正樹君） 11番議員、よろしいですか。

11番議員の再質問を許します。

○11番（川村三十三君） 2人の職員の懲戒処分については、いわゆる町当局が発表したのは、正式に発表したのは一つ、前の日に発表したのは一つです。そして、後から発表したのは、16日でしたか、これは公式な発表ではないということも総務課長のほうからお伺いしています。とすれば、これは議会の中で、全員協議会の中で協議したときには、全部その資料を私たちに渡して、審議した後に回収いたしました。

したがって、議会の中からは、一部疑義があったものの、それを不満があったけれども、了としながらも認めたわけですが、2度目のものは一体どういう方向で出たのかというようなこともあるわけですが、このことについては、私は今、次の議員もあるようでありますから、お尋ねいたしませんけれども、今、町長も言ったように、町長は、運用については検討すると、新聞にもそうお答えしてあります。ですから、要は、私、先ほど述べましたように、この運用規定なるものが、やはり私自身も疑義があるのです。それは、任免権者が処分した場合における、そのものについての公正委員会の報告は尊重するけれども、町長のほうが何となく優先すると、こういうような条項に私は受け取れるわけです。これは、上のほうの職員が倫理規定なんかでつくったものですから、役人が役人を処分するという方向には極めて甘いだろうと私は思っているから、こういう表現になっただろうと。

次に、これは公表に関する条項ですが、被害者、その他関係者の権利、利益が害されるおそれがある。被害者、その他の関係者が害されると。確かに、役場職員が横領した場合

においては、被害者に損害が与えられるでありましょうが、現に返してあるわけですよ。金を返してあるわけですよ、その被害者に。そうすると、この条項は当てはまらない。

次に、(2)の場合、被害者、その他関係者が公表を望まない場合。これはあると思います。町の補助団体であるところの、いわゆるそういう団体においては、この企業なり法人が、私のほうの名前は出さないでくださいと、こういうこともあるだろうと。それはなぜかというと、公表されると次の補助金をもらえないかもしれないという、そういう危惧があるからです。ですから、まあまあにしてください。この条項もあいまいだ。

それから、被処分者が特定されるおそれがある場合。よく言いますよね、若い人が横領した場合、この人の将来性をおもんばかって、名前は出さないのだとかと、こういうこともあります。非常に温情あふれるようなことだけれども、これもおかしい。公表できないという事項について、まことに私は疑義があるということなのです。

ですから、そういう意味において、町長が答弁している、このことについて厳しくこれから対処するということになる、この公開に関する条項を私は変えていく必要があるのではないかなと思っているわけでありませう。

それから、先ほど申しました処分者である町長の処分について、公正委員会が報告をした場合に、必ずしも町長の意向が束縛されるものではないという、では、どっちのほうに重きを置いた処分になるのか。町長の胸元三寸で、これはかわいそうだと、よし、これはこうやってやれというようなことが仮にあったとすれば、公正委員会の報告を無視して、町長の権限を優先するということになりかねない。そういうような、私は疑問を抱いてならないわけですので、町長の明快な答弁をいただきたい。

それから、特別職の懲戒処分についてのことでございますが、これは、私も弁護士のところへ行ってきました。そうしたら、弁護士に笑われてきました。青森市の市長さんから聞いたほうがいいのだと。青森市の市長は、現在の市長は、前の市長の責任で減給をいたしました。だから、今までの判例からいって、そういうことはありませんと弁護士は言っていました。だから、あっちから聞いてみたらどうですかということですが、私は聞いていません。

これによりますと、三役に対する懲戒規定はないわけですので、現にないわけですよ。町長は、先ほど道義的、それから、過去の上司であったがゆえにと、こう言っています。ただ、その答弁の矛盾は、過去にあったということは、3月の退職時点でもって、副町長の責任はないものと解釈する。そうすると、あくまでも現副町長としての道義的責任の問題、言うなれば、町長によって詰め腹を切らされたような感じではないのかと、私はそう受けとめる。町長から副町長に、あなたも減給、おれは3カ月だから、あなたは2カ月にしたらいいのではないかと、嫌とは言えないですね、これ。

だから、そういう意味において、こういう法令に道義的なものを入れていいかどうかということも、法律上の問題として残るでありませう。その点についてもお答えいただき

たい。

それから、町の入札制度についてであります。だんだんだんだん少なくなってきて、それから、議会で数度にわたって、町長と三親等以内の企業の責任者が、三親等以内の云々ということも出てまいりましたが、それは解消されたようではありますが、まだ議会に報告されていない点は何かということ、いわゆる町の指名業者に当たった方々の各種保険がどういようになっているかということについては、いまだ報告になっていない。今議会に提出できないのであれば、12月議会でもいいでしょうから、それらを出した、そして指名業者についても、私は透明性のある入札制度をやっていただきたいものだなと、こう思っているわけです。

これは、財政課長にお聞きするわけですが、現在、民主党の政策として、農業関係のものについての一部、補助金の凍結が出ております。そのほかさまざまなものが出てくるであります。民主党の政権交代において、町当局における財政上の懸念される点があったら、それをお知らせいただきたい。

以上です。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 川村議員の再質問にお答えいたします。

まず、いわゆる職員の懲戒処分等の公表に関する基準、いわゆる条項を変える必要があるのではないかと、3点挙げて今お話しされました。確かに、いわゆる今回の横領の件だけをとれば、該当する部分もあります。だけれども、いわゆる職員の懲戒処分はいろいろあります。例えば、今で言うセクハラとか、そういったものもあります。そうすると、被害者、加害者が特定されないような配慮を当然しなければならないということにもなります。ですから、そういったものをすべて含んだ、この基準であるというのをまず御理解をいただきたいと、そう思っています。

そして、ある条項でありますので、いわゆる5条で、被害者、その他関係者が公表を望まない場合と、子どもも同じ職員であり、同じような内容でありますので、何としても一元的に処理をしたいという気持ちはありました。この条項に照らして当然確認をいたしました、何回も。そうしたら、公表を望まないということでもあります。となれば、やはりするわけにはいかないと。

運用についての見直しということで私言っていましたので、何としても、こういうケースの場合は、今後については、今回のものを十分に反省をしながら、できれば、そういったもので一元的に公表するような運用方法といいますか、そういったものをしていきたいというふうに考えております。

それから、懲戒処分審査会が結論を出したそのことを、いわゆる町長として、当然そのとおり実行しなくてもいいのではないかと、そういうケースもあり得るということではありますが、当然そうであります。だけれども、審査会はいろいろな部分を客観的にとらえて、十分に検討に検討を加えた結論ということでもありますし、私自身も法的な関係も確

認をして、その内容が妥当であるということで同意をしたということであります。

それから、いわゆる副町長の処分の件でありますけれども、実は、懲戒処分審査会の会長が副町長であります。この審査に当たって、いわゆる在職当時の上司であるということもありました。いわゆる利益造反行為ということにも当たるようなことで、いわゆるその当事者の審査に当たっては、副町長は欠席をしている。主観的な考えが入ってはならないという配慮でやっております。ですから、退職してすべてなしということは、これは条項に照らせば、それは当然かと思いますが、やはりそれを踏まえて現在の立場にあると、いわゆる私が町長であり、副町長という立場を踏まえての、いわゆる道義的な部分と今の立場を踏まえての責任ということで、こういう減給処分ということにいたしました。

いわゆる現在の職員だけを処分して、あとは全く、退職しているのだからお構いなしというわけにはいかないということで、こういう結果にいたしましたので、その辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。

それから、入札制度にかかわる各種保険の加入状況ということであります。いわゆる大分保険加入が進んでいるというふうに伺っております。まだすべての業者が入っていないということであります。この辺の実態については12月の議会に、確定した部分で御報告を申し上げたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 川村議員の、いわゆる政権交代に伴う七戸町の財政上の懸念事項というふうな趣旨の御質問でございましたので、その件についてお答えをしたいと思います。

七戸町では、いわゆる国の景気浮揚対策ということで、今年度第1次補正で認められました3億8,000万円余の臨時的な交付金の活用した各種事業を実施してございます。この点につきましては、所管する各課ですべての準備を整えつつあり、もう実際、入札等を行ってございますし、残っている部分を入札、発注に向けて今、準備をしているところでございます。ですから、新聞等の報道によりましても、この部分については返還等はないものというふうに理解してございます。

ただ、国で実施いたしました交付金事業の、すぐに実施できない部分を、県等においては基金として積み立てて、今後3年以内に事業を実施するというふうな計画を持っているものもございます。その部分については、今後、懸念されるような事態もあるのかなと思ってございますけれども、七戸町では現在のところ、もうすべて出発といいますか、もう実施に移してございますので、その点は大丈夫ではないかなと思います。

それから、昨年度の第2次補正、2億6,000万円の事業がございまして、これも今年度、来年の3月31日までの明許繰り越しによって実施してございますけれども、この部分の事業費については、もうすべて歳入済みでございまして、ですから、返還のおそれはないというふうに考えてございます。

一番懸念されるのは、来年度の当初予算の編成に向けて、どのような影響が出てくるかというところでございます。一番懸念されますのは、道路特定財源の廃止に伴う道路関連事業費がどのようになるのかというふうなところと。あと、川村議員御指摘の農業関係、新たな、これから取り組むということで準備していたものが、見直しを入っているというところで、ここも、この点につきましても担当課のほうで、県なりさまざまな部署から情報等をいただきまして、来年度の当初予算の編成には、なるべく支障のないように努めてまいりたいということで、今のところ情報収集に全力を挙げて、その辺に対応したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 11番、再々質問を許します。

○11番（川村三十三君） 町長答弁の中で、私は誤りがあると思うのですが、総務課のほうで確認してほしいのですが、処分審査会の設置要綱の第5条によれば、審査会の会長は、これは17年につくったものですから、会長は助役、副会長は教育長をもって当てる。したがって、さっき町長は会長になると言っていて、当日は、あなたは当日は留守だったと言ったでしょう。私はそう聞いたのですが。私の耳が悪いから。そうであれば……。

次、これは現監査委員に関係のないことではありますが、7年、8年の監査の結果において、この不正を見抜けなかったのかどうかということを私は聞きたいです。今の監査委員には責任ありませんよ、いいですか。

それから、議会から出されている監査委員もいつからか。（発言の声あり）しかし、いづれにいたしましても、2年間における監査の結果、これほどの金を見抜けなかった監査というのはいかなるものかということについて聞きたい。

それから、今時、決算書において、代表監事は口頭でこの件を申し述べましたね。なぜ文書化しなかったのか。文書に残しておけば、これは永久に、このときには七戸町において不正行為があったということは残るはずなのです。今時の監査委員が報告したものにおいては、これが、決算が終わると残るわけがない。私は、このことの汚点を将来の礎として、私は残すのであれば、やるのであれば、会計の報告書の中に、それこそ太い字で書いたほうがいと、そう思っています。現監査委員からは答弁いただきませんので、町当局も検討の余地があるかと思うから、その辺のところもやってほしいなということです。答弁は要りません。

以上で終わります。

○議長（田中正樹君） これをもって、川村三十三君の質問を終わります。

次に、通告第2号、14番田島政義君、発言を許します。

○14番（田島政義君） 14番の田島です。久しぶりに一般質問しますので、お祭りの疲れがありまして、ちょっと声がおかしいのですが。

今定例会に通告いたしましておりました2点について質問いたします。

第1点の職員の不祥事について、町当局の考え方を聞きたいについては、先ほど川村議

員のほうからも質問がありましたので、私からは、職員に守秘義務があるのか、ないのか、まずこれをお伺いしたいと思います。

第2点ですが、中央公園にありますふれあいセンターの宿泊施設についてですが、宿泊施設の取り扱いについて、昨年までは財政課が施設の取り扱いをしていました。そのときの利用状況と職員の勤務体制。ことしからスポーツ振興課が、教育委員会が業務を行っているわけですから、ことしの利用状況と職員の勤務体制について、教育長のほうからお伺いしたい。

最初は、町長のほうからお願いしたいというのは、特に今回は、かなり職員の勤務体制においていろいろありまして、1名、8月の一番忙しい宿泊の時期を頑張っていたいただいて、今はまた、体調を壊して休んでいるということもありますので、本当にそれが、宿泊というものがどのくらい大変なのか、町当局、教育委員会がどのように考えているのかを聞くために質問したしたので、明確に答弁をお願いしたいと思いますので。

壇上からの質問をこれで終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） それでは、田島議員の御質問にお答えいたします。

1点目の職員の守秘義務についてであります。

御指摘のとおり、さきの全員協議会においては、提出資料の回収等もさせていただきました。残念なことに、非公開であったはずの事件の具体的なあらましが報道されました。本当に残念であります。

職員の守秘義務については、公務員法にうたわれておりますけれども、今回の職員の不幸事については、皆様からも御指摘を受けておりますように、職員の中でも公表、あるいはまた、非公表についての疑問があったというのは否めないことであると思っています。

このことから、私どもでは詳しい調査はしておりませんが、これが一般事務にも及ぶようなことであれば大変でありますので、法令遵守、これを徹底させていきたいというふうに考えています。

次に、ふれあいセンターの宿泊施設の取り扱い及び利用状況ということであります。

利用状況については、いわゆる教育委員会部局でありますので、教育長から詳しく答弁をさせたいと思いますが、いわゆる非常に職員の勤務体制ということで、いわゆる適材適所、最適の配置ということで配置したにもかかわらず、非常に忙しさというものがありました。一生懸命やった、そういった中において体調を壊したというのも報告を受けておりました。今後、そういった勤務体制の中で、何か問題があったのかというのは、今いろいろ調査しております。そして、十分に調査をして、今後、こういった状況にならないように、よく検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

ただ、全体的なことで申し上げますと、今、職員の数というのは、いわゆる合併当初の目的に沿ってどんどん減っております。ですから、各課についてもだんだん、非常に不足するような人数で対応しているということでもあります。そういったこともらみながら、

いわゆる職員の健康状況、そういったものもよくにらみながら、今後のそういった要員体制というのでも検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（田中正樹君） 田島議員、発言を許します。

○14番（田島政義君） 財政課当時の職員の体制ですから、それを言っていない。一番短くしゃべった……忘れたら困るのです。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 大変申しわけありません。企画財政課当時、平成20年度でありますけれども、職員は3名と、それから、あとは作業員でありますけれども、臨時職員、作業員、これが5名と、こういう体制でありました。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） おはようございます。

田島政義議員のふれあいセンター宿泊施設の取り扱い及び利用状況についての御質問にお答えいたします。

教育委員会は、平成21年4月から中央公園の施設を管理することになりました。ふれあいセンターの施設は、事務室、研修ホール、研修室、食堂、談話室、浴室、宿泊等から成り、宿泊室は13室あります。最大宿泊数は76人となっております。

また、中央公園には、事務職員2名、技能職員1名を配置しております。このうち事務職員1名は、中央公園各施設の利用受付と宿泊を担当しております。このほか、施設の警備員として、土、日、祝祭日の日直及び宿泊時の当直に1名、ふれあいセンター清掃業務員として、宿泊時の翌日に2名を業務委託しております。

ふれあいセンターの利用状況ですが、4月の施設利用及び宿泊件数はありませんでした。5月の施設利用者は、研修ホールが1団体で49名。宿泊者数は、延べ118名で、天間林中学校野球部1団体となっております。6月の施設利用者は、研修ホールが1団体で60名、宿泊者数は延べ133名で、七戸養護学校外4団体となっております。7月の施設利用者は、研修ホールが1団体で20名、宿泊者数は延べ173名であります。天間西小学校ソフトボール部外3団体となっております。8月の施設利用者は、研修ホールが6団体で148名、宿泊者数は延べ461名で、聖ウルスラ高校剣道部外8団体となり、町内利用者はありませんでした。

4月から8月までの施設利用者等の合計は、研修ホールが9団体で262名、宿泊者は19団体で885名、このうち6団体の210名が町内利用者となっております。ふれあいセンターを含めた中央公園は、町民の健康と憩いの場所として利用されておりますが、公園の管理運営について、より一層親しまれるよう今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 14番議員の再質問を許します。

○14番（田島政義君）では、守秘義務について、ちょっと町長からお伺いしますが、確かにいろいろ問題等がある。私は、疑義を唱えた全員協議会の1人でしたので、いろいろマスコミからも来ていましたけれども、やっぱり書類を回収されれば、我々は守秘義務ですから、全部わかりませんという答えをしておきました。ところが、何と次の日、我々に教えた以上のものが詳しく出た。団体名も出ました。そうすると、どれがどうなのかよくわからないとしても。

それで、先ほど川村議員のほうから質問が出たように、副町長の道義的責任とか、先ほど町長が言ったように、その当時は町長が副町長——助役ですから、当然、懲罰委員会の会長。副町長は、その担当課長なわけですから。そうすると、それをおいて1年出向したと、また帰ってきて退職しました。私が聞くというと、2回目だと。ですから、1回目の人を公表する、何で2回もやっている者のを公表しないで、そちらがだめだからといいながらやったのかと。

私たちは、前回、19年度のころには、それは何で、そういう問題を起こした者が、私からすると、隠ぺい工作になったのか、それは、今の町長と副町長がどういうわけで、総務課のほうに、これはないものにしろと言ったのか。その当時、今まででいくと、地方公務員の町のあれがあるのです、処分に関する。確かにここには、機密漏えいについては免職とかというのがあるのですが、ところがこっちの審査会のほうには、第8条に守秘義務があって、審査会の構成員は、審査会において知り得た個人の情報を決して他に漏らしてはならないものとする。構成員をやめた後も、役場の職員を退いた後も、その当時のものを言っていけないというのがちゃんと文書であるのです。町のほうには、機密漏えいについてはというのであるのです。

ですから、そのようなものは、やっぱり議会に報告したよりも次の日、詳しく出るというのは、何だか我々がここでいろいろな審議して、何のために、個人を守るために、町長の要望を皆さんののんで、しゃべらないほうがいいのではないのかと言ったのか、意味がわからなくなるわけです。

ですから、全員協議会では、その当時のことについて、11番議員から、先ほども申し述べました、合併後なかったのかと。町長のほうから、ありましたと。そうすると、これもちゃんとしておかないと、後で困ったときは、実はあれとあれと……出てくると困るわけです。その辺も懸念するのです。ですから、守秘義務というのはどんなものかきちんとしておかないと。やるときにきちんとしておけば、今の事件がなかったかもわからないと私はそれを今考えるのです。

2人で、今、道義的責任というと、我々は道義的に、そのときは何をしたのかと詰めたくなる、議会としては。隠ぺい工作したのかと。さっき11番議員が言うように、道義的なものは私は、何もなくて終わったのだったら、道義的なものは副町長は今、負う必要はないのです。終わったことを道義的に、今こうして認めてくださいと言うのであれば、当然、そのときは何でやらなかったのだということになるから、私はちょっとその辺がおか

しいなという考えをしているわけです。町民もみんな言っていますよ、おかしいのではないですかというのは。ですから、私は今回質問したのです。まず、その辺どういうふうになっていたのか、それをひとつお聞かせください。

三つあるのです、町にはこういうあれは。確かに、川村議員が言ったように、町の助役、特別職を懲戒処分することはできるか、町職員の経歴を持つ特別職を、町職員、当時の事案を理由に懲戒処分が科せられるか、これは、特別職については、地方公務員法の適用がないために懲戒処分を行うことはできないというのは書いているのです。そういうのもちゃんと町にあるわけですから、やっぱりあったら、きちっとしたことで私はやっていただきたいと。書類はちゃんと町にあります。これはこれでちゃんとこういうふうないろいろな、町長が言ったように、条項が皆書いているのです。調べればちゃんと出てくるのです、町の、出してくださいといえは出しますから。

ですから、私はその辺を、今後のこともありますから、私も団体の1人としては、そういうふうなのは、若い人はやっぱり将来があるから公表しないほうがいいのではないかと。言ったのは、その辺もあったわけですから、やっぱり公表するのであれば、それらのことを考えて、やはり今後対応していただきたいと思います。その辺、前のときはどういうふうになったのかだけお知らせください。

それから、ふれあいセンター、やっぱり財政当時、職員2人、技能職員1人、作業員、女が2人、男が3人、5名です。今回は、この作業員は常時いないわけです。教育委員会に来たときには、今、職員が2人、それから技能職員が1人。個人のプライバシーがあるから余り詳しく言えないのですが、ただ、その当時は作業員が5人もいます。今この3人で公園の草刈りをしたり、確かに、宿泊のときは、教育長がおっしゃったように、次の日は来て片づけてくれます。ふだんは、やはり男の方が、女がいないと掃除機をかけるわけです。これは仕方がない、職員ですから、働かなければならないですから。だけれども、今、大変そういうものが、町の財政を握っている財政課が担当したときはかなり的人数は置けたと。何年もたって変えたのではなくて、変わった途端に職員がばんと削られると、これは大変なことだと思ふのです。

ですから、前にも言ったら、適材適所なのかと。技能職員について、特に私は前も言及したはずですから、その辺も考えて、配慮して、やはり0.5とか0.3とかではなくて、やはり1人は1人でやっていただかないと、少ない人数でやるのであれば、やっぱりそれなりの体制を考えてもらわないと私は大変だと思ふのです。私は8月に2回ほど行ってみました、いろいろな情報がありましたので。これはもう、頑張っているけれども、もしかすると休むなというのは、でも、頑張れ頑張れという励ましはしてきました。後で行ったら、休んでいますというのを聞いたので、やっぱりもうピークだったのかなという感じもしました。それで私は前も、何とか町長にも、個人的に、あそこを見ていただけませんかというのを話したはずですので。

今後、財政が、人数はたしか前よりは今の財政課はふえて、仕事の量がふえているから

かどうかわからないけれども、財政課の職員数はふえているはずで、前よりは。ですから、そういうことが各課と、やっぱり私はきちっとしていただきたいのと。教育委員会の人事権と町当局の人事権のあれは違うと、教育行政は教育行政です。教育委員会から人数が減るのだったら、教育長と町長と話をして、やはりプラスマイナス、2人連れていったら2人よこすとか、こういう事情だから減らさなければならないから、2人減らしたら1人よこすとかという、そういう教育委員会対町当局の人事交流の場合は、やはり事前にきちっとした形で今後そういうのをやっていけるかどうか、その2点だけ、ひとつよろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 田島議員の再質問にお答えいたします。

まず、公開の件でありますけれども、実は、2回目の記事が出ました。私はあれを見て唖然としました。本当に詳しいと。実は、当然私、あるいはまた、総務課、これが発表するところでありまして、していないと。また、しないということでありましたので、どこからこういうのが出るのかということではありますが、いわゆる全員協議会でも皆さんからも資料を回収したと。そういった中で、当然これは非常に内部を知っている者のコメントだろうというふうに思っています。

これについては、本当に我々の職員の管理体制が悪いと、改めて反省をしております。記事の内容もほぼ正確なものということで、本当に残念に思っております。こういうことはあってはならないというふうに思っておりまして、今後については、厳にこういったものをもう繰り返さないようにしていきたいというふうに思っています。

実は私、何とか運用の見直しということで、時期的に前後するかもしれないけれども、何とか説得して、これは当然ひとしく公表すべきものということでやっておりました。そのやさきにああいうふうな記事が出て、本当に残念に思っておりました。

それから、副町長と2人、当時、職員時代、隠ぺいというか、隠したのではないかというふうなことでありますけれども、そういったことは一切ありません。ただ、おわびしなければならないのは、いわゆるそういったことが気がつかなかったということでもあります。実は私もホワイトバトルの実行委員会、こういったものがありましたし、その会長というのもやっておりました。そういったことについても非常に反省をしております。

したがって、当時のそういったものにかかわる責任というのは、これは当然感じておりまして、その辺も踏まえた今回の処分ということでもありますので、どうぞひとつ御理解をいただきたいと思えます。

それから、中央公園、ふれあいセンター、スポーツセンター、これの職員の配置の関係であります。気がつかない部分、非常に仕事面でのきつい部分というのがあったというのは、今いろいろお伺いしてわかりました。当然こういうことについては、教育委員会部局と連携を密にしながら今後やっていきたいというふうに思っています。そういったことでひとつ御理解いただきたいと。

○議長（田中正樹君） 14番、再々質問を許します。

○14番（田島政義君） 副町長にも、せっかく座っていますから、聞かないと失礼になると思いますから。その当時、やはりあなたは上司として、いろいろ今、町長がおっしゃったような形の中で、そういういろいろな条例があって、条例に従って、あなたはあなたのところで、それは前はやったのかもわからないとしても、やはり彼については、みんな知っているわけです、町のほうでは。ですから、あなたはその当時どういう報告を受けたのかだけ教えていただかないと、私も今度聞かれたとき、議会で質問するのだから、副町長の考え方知らないできたのかと思われまから、その当時、あなたが担当課長時代に気がついて、ですから、そういうのをやらないと、次に行った方が、やはり当然、何もしないのだから、また行った人は、おかしいと、予算書を見ればわかるわけですから、いろいろな補助団体から。補助団体全員が、新聞に出たあのグループであれば、全員が、いいですよという人もいないのです。前の人たちが隠していても、あれはやっぱりそうであったとなるから、ああいう新聞になるわけですから。その当時、あなたが担当した当時、あの団体の人たちは納得していたのかどうかと、そこだけ教えてください。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（大平 均君） お答えいたします。

私が20年度に派遣で外郭へ出ていましたので、そのときの引き継ぎとして、事務引き継ぎのときそれがわからなかったということでもあります。ですから、その部分については、詳細については私は存じていないと。後から、そういうようなあれがありますよということも聞いてございます。私は調査したわけでもないし、そういうことでもあります。

また、団体についても、私がいたところについては何もございませんでしたし、そういう事実もなかったということで、その人物についてのうわさとかというのはありましたけれども、そういう引き継ぎも特別ななかったということでもありました。

以上です。

○議長（田中正樹君） もう1回許します。田島議員。

○14番（田島政義君） 20年ではなくて、2回やっているから、19年度はあなたが担当した、課長でしょう、19年度は。その当時に問題があったのではないかと私は、先ほど一般質問で、最初のほうで言っているから、19年度はどうだったのかということなのです。

○議長（田中正樹君） 副町長。

○副町長（大平 均君） 先ほど言いましたように、19年度の会計について、今の件が発覚したということで、私が20年度に行っているわけですので、19年度の分については、それから発覚したということで、詳しく知りませんでした。

○議長（田中正樹君） これをもって、田島政義君の質問を終わります。

暫時休憩します。25分まで。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第3号、3番天間章八君、発言を許します。

○3番（天間章八君） 皆さん、こんにちは。3番議員の天間章八でございます。

それでは、町民税等の滞納状況について、壇上より質問させていただきます。

町財政が長引く不況のため、非常に厳しい状況の中で、限られた税金をいかに確保するかが重要な課題だと思います。言うまでもなく、税金は地域住民に還元されるものだと思います。

不況が長引いていることから、町民の所得の減少という厳しい状況にあっても、納税者は生活を切り詰めて、苦しい生活を強いられながらも納税している中において、監査委員指摘のとおり、町税、国保税及び税外諸収入（例えば住宅料、保育料、水道料等が入ります）における未収額が年々増加の一途をたどっています。

特に、国保税については、現年度課税徴収率が93%を下回ったことにより、今年度の財政調整交付金が減額されるのではないかと聞いています。

当町の滞納額は、20年度末、税外諸収入を含め、全体で4億1,279万2,000円のうち、町税は1億5,492万8,000円、特に、国保税においては、2億1,000万円でございます。これは、国保会計の年間事業費の1割弱になっています。行政としても滞納整理に日夜努力していると思われませんが、今後、町税等滞納者の徴収対策についてどのように対応していくのかお伺いいたします。

終わります。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 天間議員の町税等滞納者の徴収対策についての御質問にお答えいたします。

議員も御承知のように、ここ数年来の経済不況の影響により、地域住民の生活は厳しさを増してきており、これに伴い、町税等の徴収率も低下しております。平成20年度決算における町税、国民健康保険税の徴収率は、現年課税分並びに滞納繰り越し分を合わせて、調定総額23億495万8,000円に対し、収入総額は19億2,297万9,000円で、徴収率は83.4%、前年度徴収率85.4%より2%減少しております。

また、収入未済額3億6,849万9,000円であり、前年度の収入未済額3億3,602万2,000円と比較して3,247万7,000円、率にして9.7%増加しております。

このほか介護保険料、町営住宅の使用料、保育料、こういった税外収入についても収入未済額が増加しており、大変憂慮しているところであります。

町は、滞納者に対する徴収対策として、納税納付相談の実施、そして、昼夜の訪問徴収、電話催告、それから、青森県民局や青森県総合事務組合、かつての滞納整理組合であ

ります。そこへの徴収依頼と、それから、動産・不動産の差し押さえ、それから、インターネットによる公売と。税金や使用料の口座振替の促進などを実施し、徴収率の向上に努めております。

いずれにしても、町税等の収入は当町の大変重要な自主財源であり、より豊かで住みよい地域社会の実現には必要不可欠な財源であることから、今後、さらなる徴収体制の強化に努め、より一層の徴収率の向上、これを目指していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（田中正樹君） 3番議員、よろしいですか。

3番議員の再質問を許します。

○3番（天間章八君） 職員も大変苦勞されて徴収していると思いますが、例えば、担当者、担当課だけではなく、例えば他の業務みたいに、他課から、徴収月間みたいに設けて、応援を得て徴収するというような考えはないですか。担当課だけだと時間も限られてくると思うのです。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今後対策いろいろ申し上げました。実はその中で、確かに総体的に、本当に税外の部分も下がっています。何が原因かという、当然これは経済不況、これも本当に大きいと思います。あと、いわゆる税務課の徴収担当の職員の体制というのは、実は若干悪くなったと、今年度、あるいはまた、ちょっと前から、体制というのは、いわゆる人数の体制です。今後については、これをまず改正しなければならないというふうに思っています。2班なら2班、2人でしっかりした体制をとって、しかも、それに集中できるような、いわゆる後方での支援体制、これも必要だというふうに思っています。これで大分解消できるのかなというふうに思っています。

他の課からの応援体制、あるいはまた、いろいろ県内調べてみましたら、全管理職やるよというか、いろいろな体制でやっているところもあります。そういったものもいろいろ検討しました。これからも当然検討していきたいと思っていますが、なかなかよそからの体制というのは、効果のほどという、余り上がっていないみたいであります。ですから、我がほうは、やはり税務課の体制をまずしっかりとると、これを基本にして、これから進めていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） これをもって、天間章八君の質問を終わります。

次に、通告第4、2番佐々木寿夫君、発言を許します。

○2番（佐々木寿夫君） 新幹線七戸十和田駅の開業が迫り、駅前の整備も着々と進み、町民の期待も高まってまいりました。

ところで、新駅前には鷹山宇一美術館があります。この美術館は、道の駅と相まって、互いに相乗効果を生み、町の名を広め、高め、そして売り上げを上げる役割を果たしてきました。これからは、さらに新駅との相乗効果も期待され、駅前美術館として七戸町の顔となり、より一層、七戸町の名を広め、高める役割を果たすであろうことは想像にかたく

ないと思います。

さて、この美術館は、その運営上さまざまな方々をお迎えしておりますが、信じられないことではありますが、応接室がありません。県知事やさまざまな芸術家が美術館においてになっても、静かに話をしたり、一休みする場がなく、美術館の館長を初め、職員の苦労は大変だったと思います。

また、美術館で芸術作品に触れ、その感動をゆっくりと友達との会話などでかみしめる喫茶室が狭く、さらに売店も狭いため、関連グッズをゆっくり買う場が少なく、売り上げに影響しています。いわば、芸術を味わうには余りにも慌ただし過ぎる美術館になっています。これでは、せっかくの美術館としての、その役割を果たすには余りにもお粗末ではないかと思い、応接室を設置できないか、また、売店を拡大し、売店と喫茶室を設置できないか、以上、2点について伺いたいと思います。

次に、七戸春祭りについて伺います。

七戸春祭りは、七戸町に来る観光客が、多分これが一番多いと思います。ことしもつじまつりでは、例年に負けず、たくさんのお客さんで天王神社や東門があふれていました。

そこで、伺います。1点目は、ことしの各イベントの参加人数は幾らか、昨年と比較してどうか。

2点目は、町商店街への客の流れはどうであったか。

3点目は、ことしの春祭りで、昨年より進んだ取り組みは何か。

4点目は、観光商業の推進のための今後の方向はどうか。

以上、4点伺います。

次に、都市計画マスタープランについてです。

現在、町の建設課でこのマスタープランづくりを進めています。現在ある七戸町長期総合計画は、平成18年から平成27年度を目標とする計画ですが、長期総合計画がつくられて4年、現在、都市計画マスタープランをつくっていますが、この長期総合計画との整合性はどうか。以上、伺います。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の鷹山宇一記念美術館の関係であります。これは、生涯学習課が所管しておりますので、教育長から内容について答弁をいたさせます。

私は、2点目、3点目ということで、答弁をいたしたいと思います。

まず、七戸春祭りについてであります。

初めに、今年度の七戸春祭りにおける各イベントの観光客は幾らか、また、昨年度と比較してどうであったのかということではありますが、七戸春祭りにおける主なイベントの観光客数、5月3日から5日に開催された、いわゆる南部縦貫の「レールバスと遊ぼう」、

これに3,000人、それから5月10日から24日までの天王つつじまつりに約3万人、5月17日から18日開催の上北・下北の物産フェアに8,200人、それから、4月26日から5月24日までの文化村物産まつりを開催した道の駅に約8万3,000人、これだけの方々が県内外から当町を訪れてくださいました。

昨年と比較しても、人数にして1万人を超える観光客の増と推計しております。

そして、2点目の町の商店街への客の流れ、これはどうであったかということでありませう。つつじまつりには、昨年を超える多くの客がおいでになりましたが、商店街まで出向いて買い物をするなどの観光客は少なかったものの、一部の飲食店では、積極的に自分の店のPRをしていた方がありました。いわゆる昼食のお客であるとか、そういったものを呼び込んでいるということでもあります。努力すればそれだけの人が流れていくというふうに思います。

また、商店会では、お祭り期間中に、300円商店街を開催したほか、新たなイベントとして、5月16日、17日の2日間、中央商店街おもてなしフェア、これを開催しております。商店街の一部を歩行者天国にして、農商工連携商品の販売、それから、ストリートフェスティバルとして、よさこいソーラン、それから吹奏楽などを発表会を実施して誘客を図っておりましたが、雨などで、いわゆる期待した人出には至らなかったと思いません。来年度もいろいろ検討しながら、いわゆる誘客のために努力していくということとしておるといふことでもあります。

3点目の観光商業推進のための今後の方向でありますけれども、これまでも中心市街地に散在する歴史的な資源などを利用して、観光客の来訪スポット、これをつくり、集客に結びつけることができないうか検討してきました。なかなかこれをという最善策というのは見つからないままに今日に至っていると思っておりますが、しかし、今年度は、さきに申し上げたように、中央商店街で新たに観光地と商店街、いわゆるセットで周遊してもらえうような「おもてなしフェア」、これを開催するなど、いわゆる活性化に向けた動きが具体的に出てきていると思いません。

また、商店街で商売をして、居住をしている若い世代の方々、約10名であります、いわゆる商店街の復活を目指し、イベントの企画、それから実行、活性化に向けた国の補助事業などの取り組みに向けた会の設立に向けて動き出しております。会の名称など、これから詳細の部分については決定のことでもありますけれども、いわゆる50歳以下の若い世代が積極的に動き出したというのは、これからのに向けて大いに期待できるというふうに思いません。

行政主導による商工業や観光振興のための組織づくりではなくて、商工業を営む、いわゆる若い方々がみずからの責任とリスクを背負いながらも、これからの商売、あるいはまた、商店街のあるべき姿、こういったものを真剣に考え、実践しようとしていると、こういったものに対しては、行政もこれまで以上に連携を密にしながら、支援できる部分は支援をして、新幹線時代を迎えての活性化策というのをお互いにつくっていきなうと思いません。

思っています。

それから次に、都市計画マスタープランの策定の関係であります。

佐々木議員御質問のマスタープランの策定について、今までの七戸町の長期総合計画との整合性はどうなっているのかということであります。町の都市計画マスタープラン策定については、町の将来の基本的な方向性を示す役割を担っているというものであります。そして、御質問の七戸町長期総合計画との整合性であります。マスタープランの上位計画である七戸町長期総合計画及び県のマスタープランに沿った、これに沿った内容であるということであります。

以上、御質問のありました項目についてのお答えをいたしました。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） それでは、佐々木寿夫議員の鷹山宇一記念美術館についての御質問にお答えいたします。

鷹山宇一記念美術館の10年間の平均年間利用者数は、約2万8,000人の数を超えるということで報告を受けております。特に、その利用者は、特別展の開催中に集中しているようであります。ふだんであれば、来客があった場合でも、館長室で対応できない場合はロビーを活用して対応していますが、特別展の期間中は大勢の来館者のほかにも、展示に関連した図録、絵はがきなどの販売スペースも必要となり、落ちついて接客ができない状況にあります。

また、以前はロビーに喫茶コーナーを設け、セルフサービスでコーヒーなどを提供しておりましたが、保健所からの指示により、できない状況になっております。特に、ミュージアムショップ、美術館にかかわる売店については、その収益もさることながら、美術の普及に大きな役割を果たすものとして考えておりますが、現状は、ようやくその場所を確保しているといった状態であります。

議員の御指摘の応接室、ミュージアムショップ、そして喫茶室の設置については、私もその必要性を感じているところであります。

しかしながら、現在、美術館が抱えている大きな問題は、屋根及び外壁の改修が必要となっていることであります。屋根については、老朽化が進み、雨漏りまでにはまだ至っていませんが、早急にその対応が迫られ、外壁については、細かいひび割れが見られ、そこから浸水している状態となっております。

私たちが最も危惧することは、美術館が収蔵する貴重な美術資料はもとより、特別展開催中の全国から借用した絵画などの浸水による汚損であります。もしそうしたことが起こると、美術館がこれまで築いてきた信用を損ないかねないことも予想されます。

こうしたことから、教育委員会としては、数年前から屋根及び外壁の修繕を計画しているところでありますが、財政上の理由から見送らざるを得ない状況にあります。このように、美術館にとって最優先課題は、屋根及び外壁の補修であります。応接室やミュージアムショップ、そして喫茶室の必要性もかんがみ、補修工事の際にあわせて検討したいと

考えているところであります。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 佐々木議員の一般質問中でありませけれども、ちょっと質問が半端になると思いますので、午後に繰り越したいと思いますが、皆さんどうですか、やりませか。

2番議員、再質問を許します。

○2番（佐々木寿夫君） 美術館の問題ですが、先ほども教育長さんが話したとおり、ここ10年間は2万人を超える人が来館しており、多いときには3万人とか4万人です。美術館に来た人は、ほとんどの人が大体道の駅の売店に行くと言っています。道の駅から美術館に来る人は少ないそうです。そうすると、3万人、4万人、平均2万人の方が美術館から売店のほうに行くことになるわけですから、1人1,000円使っても2,000万円と、こういう計算などができるわけです。

それから、現在の美術館のあの狭い販売店でも、事業収入は年間400万円を超えているわけです。したがって、新幹線ができて、美術館は、いわば第2の応接室、交流センターができて、その次には、この美術館あたりも七戸町の顔、第2の応接室ぐらいの役割を持つ、なおかつ物が結構売れているから、それなりに町で補助金を1,700万円ほど出しているのですが、ペイをするわけですから、私は、何を質問したいかという、こういう大事な美術館ですから、屋根や外壁の改修が終わったら、早急にやってもらいたいということで、このことについて御答弁をお願いいたします。

次に、春祭りについてです。

とにかく8万3,000人が集まる、さらに、つつじまつりには3万人ということですから、町全部で10万人以上の方が七戸町にきているわけです。この人たちを何とかして町の商店街に連れてくる対策が本当に望まれると思うのです。ことしは、確かにストリートのあれをさまざま考えているのですが、去年も何か、大体つつじまつりに来る人というのは一定の年配の方が多いわけですから、そういう年配の方向けの露天市などをつくったらどうかということで、商店会とも打ち合わせしていたのです。そうしたら、町のほうからお金がもらえなかったということで、ちょっと難しかったという話なのですが、町のほうでは、町民の動きがあって、そこを支援したいという考えもわかるのですが、やっぱり積極的にまちづくりのために、商店街に人を誘導する、そのための取り組みを町としても考えていただきたいということを一つ質問します。

それからもう一つは、毎年、例えばつつじまつりであれ、春祭り全体などでは、各イベントの参加目標みたいなのは考えているかどうかということも伺いたいと思います。

それから、まちづくりマスタープランについてですが、今までまちづくりマスタープランは、昨年度までは企画財政課で行っていたのですよね。ことしが建設課に変わっているのです。私も、まちづくりマスタープランづくりのアンケートが町内会から回ってきたときに、あれと思って、行き先が建設課になっていたものですから、こういうまちづくりマ

スタープランなどという、町の方向性を決める大事なプランは企画がやるのが順当でないかと思っていたのですが、建設課というのは企画で決めたことをやるのだなと思っていたのですが、なぜそこが変わったのかということと。

もう一つ、まちづくりマスタープランというのは、今までも、これはいきなり出てきたのではなく、準備していると思うのです。だから、どういう準備を今までしているのか。

それから、七戸町総合開発計画というのは、長期総合計画というのは、平成27年を目標にしているのですが、まちづくりマスタープランというのは、目標はいつだったかということも教えていただきたいと。

以上です。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 2回目の質問にお答えいたします。

新米になった教育長が大きなことは言えませんが、最初の答弁でもお話ししたように、非常に不便をかけて、必要なことは私たちも非常に感じております。財政的な面から見てもそう簡単にできる問題でもありませんので、必要性があると、財政の優先課題があるというようなことから、今後、検討してまいりたいというふうに、同じような答弁になりますけれども、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君） 佐々木議員のほうに、春祭りにつきまして、いわゆる商店街の今後の活性化といいますか、集客に対する対策ということでお答えをさせていただきます。

まず、先ほど町長も答弁してございましたとおり、今年度新たに、中央商店街のほうでは、「おもてなしフェア」ということで、2日間ではございましたが、開催させていただいております。また、今後、内容を十分検討しまして、先ほど議員おっしゃったように、いろいろ中高年の方にも向いたような内容でまた開催できるように、今後検討してまいりたいと思っております。

また、つつじまつり観光ツアーとか、駅からハイキング、また、モニターツアー等におきましても、できる限り商店街のほうに誘客したいということで、ヤマユウさんを借りて昼食の会場にするなど、いろいろ集客に努めているところでございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、支援ということでございますが、いろいろ事業をされておりますので、今後また財政のほうに、商工観光課としても要望してまいりたいと思っております。

また、祭りの入り込みの予想ということでございましたが、今年度につきましては、大小12のイベントがございました。その中で、天王のつつじまつり、また、美術館特別展を含む道の駅の入り込みの増が大変大きな原因だったと思っております。

イベントの入り込みの予想でございますが、特に、それぞれのイベントで何人ぐらい来るというような予想はしてございませんけれども、担当課としては、前年度より1人でも多く来ていただけるようにということで、いろいろ創意工夫しながら実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（神山俊男君） 佐々木議員の御質問にお答えします。

都市計画マスタープランの策定についての、これまでの準備作業はどうなっているかという部分でございますけれども、平成19年度に基本調査を実施しております。この中身というのは、町の人口規模、現在までの人口規模、そして、将来の予測も一部含んでおります。それから、産業分類別事業所数、従業員数。それから、土地利用について。それから交通量等について、これは、国道4号、国道394号、県道の3ポイントにおいて、交通量の調査を実施しております。これは、平成19年度に、マスタープラン策定に向けての基礎調査ということで、平成19年度に行っております。

それから、今、策定を進めております新町でのマスタープランですけれども、これは、目標年次をどの程度に設定しているのかという御質問ですが、これは、20年後の七戸町を目標にマスタープランを策定するという、今、事務、さまざまワークショップ、それから策定委員会等々で進めている最中でございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2番議員、よろしいですか。

2番議員の再々質問を許します。

○2番（佐々木寿夫君） 美術館については、町長から、教育長も答弁したのですが、やっぱり町長から、応接室や、さらに売店、喫茶室をつくりたいということを直接伺いたいので、町長に質問いたします。

それから、春祭りについてですが、やっぱり各イベントの目標を持って取り組むことが大切ではないかと。ことしは1万人ふえている、毎年ふえてきている感じがいたします。そういう意味からも、目標を持って取り組むことが大切ではないかということで、このことについても答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 美術館の関係であります、私も感じておりました。狭いなど、それから、どうも最近コーヒーが出なくなったなというふうに感じていました。

実は、今初めてお伺いしました。私も実は理事ということになっておりますけれども、改めて館長から、一体どうなのかというのを、実態を聞いてみたいと思っております。ただいま言われると、確かにそういった不便と、必要性というのはよくわかります。その辺の実態を聞きながら、これからのことを検討してみたいと思っておりますが、実は、過疎化計画

の中には、そういうふうには特定はしておりませんが、一応設計は見るということで、計画には載っております。この中身等も十分検討してみなければならないと思いますが、いずれにしても、最優先は、非常に屋根が劣化していると、特殊なものだということで、それから、いわゆる外壁のひび、そこから雨が入ると。これは今までも実態も見てきました、説明も受けております。これは最優先でやらなければならないと思いますし、あと、その他のことについては、当然これは、財政上をよくにらみながらの実施になると思います。今、明確にいつやるというのは、ちょっと今回は差し控えたいというふうに思います。（「やりたいということで」の声あり）それはもう、必要性は十分わかります。

○議長（田中正樹君） 商工観光課長。

○商工観光課長（米内山敬司君） それでは、お答えいたします。

イベントの入り込みと申しますか、予想ということでございますが、これはイベントではございませんけれども、例えば道の駅の物産館あたりですと、毎年9%から10%のアップと申しますか、そういうものを目標に今、営業しております。ですから、私ども、一つの祭りではございますが、いろいろな十何種類、それぞれの団体がイベントをしておりますので、なかなか目標を定めるのは難しいところもございましてけれども、今後いろいろ、またそういう会議等もございまして、少しでも入り込みを多くするというので、目標を掲げるような形で進められればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） これをもって、佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩したいと思います。

順調に進みましたので、1時15分まで。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時15分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第5号、4番瀬川左一君、発言を許します。

○4番（瀬川左一君） 皆さん、こんにちは。瀬川左一です。

秋祭りも天候に恵まれ、無事終了し、これから年末に向けまっしぐらに月日が流れます。来年の話もちらほら聞かれる季節となりました。来年に予定されている新幹線開業も、もう本当に目の前のことになってまいりました。町民の期待も大きく、その周辺も同じことと思います。いろいろ御意見がある中、先日、駅名も正式に決定し、町の中の話題も具体性を帯びてまいりました。

それに伴って、道の駅に来年完成予定の新しい直売所について考えてみたいと思いました。大きな売り場面積と、幅広く品目を取り扱うということで期待を集めています。いろいろな人が出品したいと考えているようです。

こうした施設は、単に観光資源、現金収入の場と考えるだけではなく、人材や郷土資源

の発掘の場とは考えられないでしょうか。農産物にしても、単に新鮮な素材を販売するだけではなく、集落に昔から伝わっている味、その土地ならではの食べ方の提案があれば付加価値も高め、行く行くはその中から、いわゆる七戸のブランド商品が育っていくのではないのでしょうか。そのためには、できるだけ多くの人々に参加していただくことが重要です。数々の商品の中で磨かれ、たくさんの視点から付加価値を考えなければなりません。

しかし、加工食品の販売には、衛生管理等の問題、特に保健所の許可などのハードルがあり、家庭の台所でつくったものを売り出すわけにはいきません。せっかく先祖から伝わっているすばらしい味を表舞台に出せずにいる人もたくさんいます。また、調理の腕を生かせずにいる方もたくさんいます。

そこで、集落あるいはグループ単位で共同加工設備をつくらうという意欲のある方々に、町として設備資金をある程度補助し、運営指導をしてはいかがでしょうか。こうすれば、出品者の資金的ハードルも下がり、たくさんのアイデアを表舞台に出してあげることができます。試験的な出品もしやすくなります。こうして直売にかかわる人の数もふやし、さきに申しました七戸ブランドの創出のほかに、主婦の方や定年後の世代にも生きがいをつくっていくことにもなります。物や物流だけではなく、こうした手づくりの品を通して、人の心もあわせ、これからの新幹線開業をするまでに全国に発信していくことが大事ではないでしょうか。この案につきまして、町長のお考えを伺いたいと思います。

壇上からの質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 瀬川議員の御質問にお答えいたします。

議員御提案の農産物に付加価値をつけるためのアイデアと、そういったものを募ることについては私も大賛成であります。単なるアイデアだけでなく、それが郷土の資源の発掘にもつながり、ひいては七戸ブランドにもつながっていくということでありまして、大変すばらしいことであると思っています。

そして、加工設備の設置に対する補助制度の創設ということでもあります。

これについては、まず、この件に限らず、町の補助金の交付は、七戸町補助金等の交付に関する規則というのがありまして、それに従って交付しております。ですから、新たな補助制度といいますか、そういったものを創設するまでもなく、補助金の交付対象の事業に該当するのであれば、当然、補助金の交付は可能と考えております。

また、こういった取り組みに対しての国や県の補助の制度もある場合があるということでもあります。そういったものを検討しながら、いわゆる国・県、そして町と、そういったものを組み合わせ、一番有利な方法で、こういった事業の推進というのを図っていかねばならないと、そう思っています。

ちなみに、私も公約で、いわゆる農業の加工品をつくと、付加価値をつくるということについていろいろと述べてきました。いわゆる県も今言っておりますが、新しい政権のほうも、農業の6次産業化ということで、1次で物をつくと、2次産業の部分では、加

工して、3次で、いわゆる販売すると、いわゆるサービスの関連です。1、2、3、これ足しても掛けても6になります。いわゆる6次産業化、これがいかに農業所得の向上につながるのかということで、今、盛んに言われておりました、町内のそういうグループ、あるいはそういう集落、そういったものがあれば、いろいろな補助の制度を検討しながら、町としても当然そういったものに対する支援というのを、これらのことについての積極的な推進というのを私も図っていきたくて、そういうふうになっております。

○議長（田中正樹君） 4番議員、よろしいですか。

4番議員の再質問を許します。

○4番（瀬川左一君） 私のほうからお尋ねしますけれども、今、七戸町にどれくらいの加工施設が、公共のがあるか。また、覚えている範囲内で、どういうふうにご利用されているのかも聞きたい。

それにもう一つは、今、私、施設というと、建物を建てて、つくるということは非常にお金もかかるし、町の中であっても、例えば団塊の世代が退職して今、いろいろなグループが集まって、昔の工芸品をつくったり、さまざまものが集まっているのが見受けられるのだけれども、その中においては、空き店舗とかそういうのも、例えば商店街というか、商工会のほうから、そういうふうなのを応援していただくとか、例えば集落のほうでは、八甲田農協、東北天間農協、それらの支援をいただきながら、そういうふうなグループがどういうふうな活動をして、どういうふうな考えで、たくさんそういうのがあると思います。

付加価値をつけたくても加工施設、例えば建物というと金もかかるし、保健所の許可ぐらいだと、例えばその集落に3人以上の仲間がいて、それらの小屋に設備を設置するには、そこまでもできないのに、例えば町が手を差し伸べるとか、そういうふうなので、使いやすい効率的なものを、いつでも使える、時間がなくということは、私はそれに対して今後、新幹線も来るし、食も観光の一つとして、七戸は建物とかいろいろなものにも金をかけずに、食、そして自然、それらとマッチした心の触れ合いの中で観光資源に持っているのも一つの、直売所ができるもののあるのではないかと思います、その考えについては、そういう補助ができるか、できないかは、私は補助の規則はわかりませんが、そのことも踏まえて、町長から前向きに、真っすぐな答弁をいただきましたが、歌を歌っていても時間が来て、新幹線が来ると、よそにばかり流れ、気がついたら、もうよそのほうがやっているということにならないように、そういうふうなものを団体、農協、いろいろなところからも指導いただけるようにしていただければと私は考えているわけですが、町長の前向きな答えがありましたが、もう1回、そういうことについて、私が今話したものについても、集落ではほとんどが生もので出荷しているということが多いですので、加工もやりたいという方もたくさんいるようですが、そういう設備は資金がかかるということで、もう1回、その答弁を聞きたいと思っております。

○議長（田中正樹君） 農林課長。

○農林課長（森田耕一君） 私のほうからですけれども、町内の加工施設、何カ所あるかということですが、それと利用状況の内容、これらについて回答したいと思います。

町内の、行政の把握している施設ですけれども、町内に3カ所ございます。それで、2カ所につきましては、現在そこを利用していないというふうな状況でございます。それで、1カ所は、左組の加工施設でございますけれども、こちらのほうにつきましては、グループとか団体で豆腐の加工とか、リンゴ、それから、シソジュース等の加工を行っている。

それで、グループだけでなく、個人的に製粉といいますか、粉にするのとか、たれの加工をするとかというふうなので利用されている状況でございます。

以上であります。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） あと、町内に、そういう加工に取り組みたいというグループ、団体というのは結構ございます。そういう声が聞こえております。ですから、そういったものに対する、必要にして十分な助成というのは、これはちょっと無理かと思いますが、町内の、いわゆる既存の施設、それを利用できるグループはそれを利用すると。こちらのほうは、実は榎林と坪地区の、いわゆる農産物加工施設というのがあります。一部機器がちょっとそろっていないのもありますけれども、もし必要とあれば、これからそういった利用も十分やっていけるというふうに思います。

それから、農協でも、いわゆるその手のいろいろな加工の施設というのもあります。その辺もよく協議をしながら、活用というのを図っていかなければならない。当然、農協さんとの協議ということになると思います。

もう一つが、議員おっしゃいました、町内の空き店舗を利用した、それも実は今、検討しております。建物を建てるという大変であります。ですから、ある店舗で、そういった加工機器を、いわゆる簡単なやつ、そういったものを入れて、可能なかどうか、できるとすれば、そういったものに参加するグループというのは果たして周辺にあるのかと、あるのであれば、そういった活用を図れば、これは一石二鳥、三鳥にもなるというふうに思っています。

いずれにしても、産直の新しい施設ができます。そうすると、いわゆる農産物のみならず、加工品をいかに多くそろえるのか、これによって、当然、観光客からも支持されるような、そういう道の駅、駅周辺になろうかと思しますので、その辺に向けて精いっぱい進めていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 4番議員の再々質問を許します。

○4番（瀬川左一君） 先ほど農林課のほうから、使われていない施設があるということですが、それは、やっぱり希望者を募って、こういうふうに関心のあるグループで、いつでも使えるような状態として、寝せておかないで、そういうものは、希望者があれば

どんどん開放して、使わせたほうがいいのではないかなと思います。

もう一つ、先ほどある中で、国の事業の中で、今、農地が非常に荒れているところを耕すことによって、そういう加工施設も附帯した事業もあるのだということもありますので、そういう事業を、農林課か農業委員会のほうからちょっとわかりませんが、そういう農地をほったらかしているところを耕すことによって、そういう事業があるということですので、その辺も調べて、それは加工施設まで、作物をつけて、結ばれる事業ということですので、ぜひ調べて、いい方向に向けてもらえればいいと思いますので。

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長（田中正樹君） これをもって、瀬川左一君の質問を終わります。

次に、通告第6号、6番田嶋弘一君、発言を許します。

○6番（田嶋弘一君） 6番議員の田嶋弘一です。

週末は皆さん、祭りと、また駅伝に携わった方々は大変御苦労さまでした。祭りも、このたびは天気もよく大盛況だったと思います。私、駅伝も見ていたのですけれども、総合4位という形で走っていたのですけれども、よくやるなと思いながら、だんだんに下がっていったのですけれども、思いどおり一けたに総合で入りたいという、教育長の要望どおり9位という、かつてない成績をおさめたということで、携わった方々は大変御苦労さまでした。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

新幹線の開業も1年余りとなりました。それぞれ駅周辺についても、思いどおりの施設などが計画どおりに進んでいると思います。議員研修でもいろいろな場所を視察してまいりました。その成果が来年度は見られるでしょう。

駅名については、七戸十和田と決まり、町の思いとは点々であります。悲願だった新幹線で七戸町は大きく発展していくでしょう。いや、発展をさせなければなりません。町民もそう願っているはずであります。商業、農業においても大きなプラスになるでしょう。そのためにも利用客を引きつけることが重要であります。

そこで、危険箇所、つまり、交通量が多くなる場所が、推定される場所があると思います。お客様をスムーズに駅まで導くことが必要と思われませんが、かといって町民を危険な目に遭わせるわけにはいきません。カウンタブルに受け入れるには、利用される道路についても一度見直す時期に入っていると思います。

利用されると思う道路について伺います。

一つ目は、みちのく有料道路から上原子、疍、鳥谷部、七戸中学校前、和田、高屋敷の394号線を横断する線、野々上、五十貫田線、ふかもち線、今でも交通量が多いとされています。

二つ目、394号線であります。長沢へ十字路から来る交差点であります。また、十字路から来る附田、花松との中間の交差点であります。また、榎林と昭和を結ぶ川の橋の周辺であります。

三つ目は、県道についてでございます。県道は、中野、天間、一本木、石沢線のところでございます。これは、白鳥がいる場所は、子供が危ないということで歩道橋をつけましたけれども、榎林線から来る線がちょっと見にくいということで、この県道は混雑すると思いますので、整備してはいかがでしょうか。

四つ目、駅の北口道路についてでございます。これは、合併するときの約束でもありません。手代森、中野、役場までの道路を通すことによって、道路沿いが発展とともに新しい道路ができたということで、線長が結ばれたということも言えるでしょう。

この4点を整備することによって、危険な交通の要衝はまずはクリアできるかと思いません。冒頭でも申し上げたように、行政の役目は、どのようにして駅を利用させていただいて、町が栄えるかであります。国道4号線が混雑すれば、皆、枝線を走るでしょう。それぐらい交通量が多くて困ったと言える、思える町を町民が望んでいることと思います。かといって、町民を危険な目に遭わすわけにはいきません。生命を守ることも町当局の役目であり、道路整備計画を進めるのか、お伺いたします。

これで、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 道路整備について、田嶋議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の項目であります。

いわゆるみちのく有料道路から国道394号線を横断して、野々上、五十貫田のほうに行く、当初、県営の事業で広域農道として整備をされ、今、町道になっているということがあります。非常に交通量がふえているのが実態であります。

そこで、町は、いわゆる19年度、20年度、これは一部でありますけれども、町道宇道坂・五十貫田線ということで、安全対策、道路拡幅して歩道を設置の工事を実施してまいりました。現在、これは一区切りついていますけれども、まだまだ狭い区間というのがあります。

それから、青森市・みちのく有料道路から、いわゆる新幹線七戸十和田駅、いわゆる駅周辺へのルート、十和田市からのルートも含めて、町道の整備の計画でありますけれども、町内からの駅を利用したいという方々が、駅周辺へ向かうということで、車輛がこれから増加することが予想されます。これからにおいても、視界というか、四境の改良、あるいはカーブミラーの設置、そういったこと等をして、危険の解消に努めていかなければならないと。当然いろいろな規制の標識というのにも必要になるかと思えます。一挙に拡幅、改良工事をやればいいのですけれども、なかなかそうもいかないと。いかにして、そういった安全確保の対策をとるのか、十分そのルートを回って、そういった対策をとっていかなければならないと思えます。

それからもう一つが、本来の国道4号並びに、これから供用開始する国道4号バイパス、そういった本来のルートに、やっぱりそういう町外の車を誘導していくような対策もきちっととっていかなければ、住民の交通に支障を来すといえますか、いわゆる農道的な

道路というのもあります。ということで、そういった案内板なり、あるいはまた、観光のPRのためのいろいろな看板の設置というの、これから必要な、いわゆる県等に要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目の国道394号線、長沢、十字路、これは一つの路線で別で、附田、花松、榎林、昭和線をどう整備するのかということですが、この394号線の整備については、これまでも町、あるいはまた国道394号線の整備促進同盟会において、バイパス整備ということで要望しております。榎林バイパス、花松バイパスということで、具体的にバイパス名を挙げて地図に記入をして要望しております。なかなかこれも整備される状況ではありませんが、それが、いわゆることしの3月に、榎林バイパス事業ということで、工事の着手の決定がされました。今年度は、調査費1億2,000万円の事業費で、いわゆる調査、測量から、もう事業に手をつけているという状況です。非常に、この辺、ルートはまだはっきり我々には示されておられませんけれども、恐らく榎林の集落を回避するような形のバイパスになるのかなというふうに思っております。

そしてもう一つは、花松バイパス、これについてもねばり強く要望していきたいと思えます。

それに先だつての附田・花松間、これは歩車道の境界ブロックの修繕工事、非常に歩道ブロックが、コンクリートが劣化しておりました。現在その修繕工事が実施中であるということで、非常にきれいになっております。

あとは、長沢、十字路線でありますけれども、これも道路建設以来、恐らく一度も両側の木の伐採等をしていなかったと思えます。非常に道路に枝が出てきておまして、こういったものも地権者と協議をしながら、こういった伐開等をして、車の通行にきけんのないよう、支障のないようにしていかなければならないと思えます。

それから、3番目の県道中野、天間、一本木、石沢線ということですが、これについては、中野、十字路間の歩道の拡幅がなりました。いわゆる供用されている状況であります。また、側溝等の改修についても、その都度要望し、部分的でありますけれども、改修工事が実施されております。

これからの大きな要望の項目として、天間館の橋のかけかえというのを何としてもお願いをしたいと。これは幅が狭いと。コンクリート自体も非常に古くなってきているということでもあります。県は、橋梁長寿命化ということで、補修で今済ませている状況ですけれども、根本的に非常に橋の幅が狭いということで、このかけかえをお願いをしていきたいと思えますし、その部分での、附田からの町道と県道の交差、T字路、その位置も非常に悪いと、見通しも悪いと。この辺も橋のかけかえとあわせての、その要望をしてまいりたいというふうに思えます。

最後に、合併時点での新町まちづくり計画の中で大きな事業でありました、新幹線の駅の地区から、森ノ上地区に向けての道路新設ということでもあります。森ノ上・荒熊内線という路線名で計画をしました。過疎計画にも載っております。総事業費が6億500万円と

ということで、本当は21年度までの完成ということでありましたが、実はこれについても、当然これは新町の財政等によります。それから、新幹線の駅周辺整備事業等々、非常に大きな優先するものがありました。ということで、実は平成23年度以降に延期ということで、そういうふうに分送りをした経緯があります。

それから、もう一つネックになったのが、当初6億500万円の計画が、精査をしたら11億円を超える事業費になったということもありました。こういったこと等を踏まえて、予定どおりの着手、完成というのは無理ということで分送りをしました。これからのについても、当然これは十分に検討しなければならないということですし、目的自体が、いわゆる本庁舎と七戸庁舎をストレートに結ぶ、いわゆる直接結ぶ道路ということもありました。この辺も踏まえて、これから財政状況を勘案しながら検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（田中正樹君） 6番議員、よろしいですか。

6番議員の再質問を許します。

○6番（田嶋弘一君） 1点目ですけれども、みちのく有料道路から、これは十和田の、かみ砕けば、十和田のポニー温泉あたりに出る路線に、私から見ればそういう路線になるのですけれども、十和田地区のほうから来ると、五十貫田線、深持、野々上のところの十字路に信号機がついて、また、野々上のところに信号機がついていると。何もないところに何でついているのかと聞いたら、見晴らしがいいということで、結構車を飛ばすということになったそうです。その辺については、新幹線についてであるかどうかわかりませんが、チェックポイントとして整備されたと思います。

それから、高屋敷・和田線のところですが、394号線を横断するのに、広い道路なのですけれども、私通る側は結構危ないなど。この間も通ってみたのですけれども、あそこでUターンする人がいまして、これはいかがなものかなど。家族旅行村、わんだむらんのほうから来た車なのですけれども、あの線は、大いに十和田地区の方は駅まで利用される道路かなと思っています。

そこで、あの線も何もない形ですので、ライン引くなりして示したらどうかなど。急遽、ちゃんとやれといえ、歩道をつくれ、何とかすれば大変だと思うのですけれども、ライン引くぐらいは私できるかと思っています。ここで金をいっぱいかけるのではなくて、今言いたいのは、危険箇所をどういうふうにしたら、事故のないように渡れるかということです。

それから、その線をずっと来て中学校前を通過して、家畜市場を通過して、峠を通過して、鳥谷部を通過していくのですけれども、鳥谷部の道路なのですけれども、1カ所、中野のほうから上がってきたT字路、あそこに店屋さんがあるのですけれども、あその交差点が、峠地区に行く道路を横断するとき、中野地区から来たときに、道路へかなり前に出ないと渡れないという状況であります。そのミラーの設置の仕方も悪いと思っています。

それから、そのまま来て、岨なのですけれども、岨の大きい十字路があるのですけれども、それは、十枝内のほうから来る十字路であります。前には、あそこも何もないところのですけれども、見晴らしがよく、大きい事故があつて、死亡した方もあつたとか、どうのこうのという話を聞いております。そこの町民に聞けば、隣の村と言えば語弊がありますがすけれども、隣まで行くのに大体100メートルぐらいあるのですけれども、冬場、夏場、暗いということで、言葉は悪い言い方になるのですけれども、ばばちゃりとか、そういう方々が横断するのに大変苦勞しているということを私聞かされました。

それから、第2番目ですけれども、これは長沢線、先ほど町長も、こちらからの十字路から長沢に行くのに394号線を横断するのですけれども、あそこでは緑のトンネルがありまして、冬場はあれが、雪がたまって車に落ちて弊害があります。また、大型は大体センターラインに寄って、緑のアーチを壊さないように走っている状況でございます。長沢線の十字路ですけれども、ここは年に二、三回必ず事故が起きています。これについては、夜は暗い。これから新幹線を利用するというので、かなりの方々が東北町、いろいろな方々が横断すると思います。ましてや交通量も多いことでしょう。ということで、街灯をするなり、また、緑のアーチを、きれいですけれども、撤去していただきたいなど、そのように思っております。

それから、榎林・附田線ですけれども、これは冬場、夏場は何とかよろしいようですけれども、冬場になれば、そこに防雪さくができるわけです。それで、街灯が全然使えない状況にあります。これから11月に入れば、大体工事が着工されると思うのですけれども、子供たちが11月いっぱい、中学校の生徒がそこを通学するわけですけれども、冬場は交差点が見えないということで、やはりカーブミラーなどがこれから必要ではないかなと私はそのように思っています。

それから、榎林・昭和線、これは子供たちの通学路であります。歩道が壊れている状況でありながら、いろいろな形で、財政の問題からできなかったと思うのですけれども、これも、教育委員会のほうでも子供に関しては、交通安全計画というのもありますので、要チェックしていただきたいなど。できるだけ早くしてほしいなど思っています。

3番目に、県道の、今言った橋のところでございますけれども、これは、榎林から来るには大変困った状況にあります。私、小又のほうから仕事上よく来るのですけれども、車が多いとなかなか渡れないという現状であります。その地区は見晴らしはいいのですけれども、榎林地区から来た方々は、十和田、野辺地、六ヶ所の方々が、東北町、六ヶ所の方々が新幹線を利用するために利用される道路だと思っておりますので、多分交通量は、国道4号線と互角ぐらいに使われるかなと、そのように思っています。

第4番目の駅前北口道路についてでございますけれども、これは、我が住民に対して約束、また、公約したことでもあり、皆さんが、これができることによって、本当に合併したなという形を受ける一つの道路でもあります。どうか23年と言わずに、今年度練って練って、来年度に調査費出すくらいの努力していただきたいと思うのですけれども、答

弁お願いします。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今、各危険箇所をずっと挙げていただきました。町道にかかわる分はメモっておりましたので、そういった危険箇所、カーブミラーであるとか、あるいはまた、信号が必要とあれば、当然、公安委員会のほうへ要望して、ぜひつけてもらうようにしていただきたいと思っております。

それから、榎林・昭和線、これは恐らく国道394号線、国道になると思います。ですから、いわゆる国道ですけれども、県管理の国道ですので、早急に県に対して要望したいと思えます。

あと、天間館の橋のところ、いわゆるT字路ですけれども、位置的に非常に悪いと、もう少しずればいいというふうに思っていますが、この辺も、これは純然たる、単独の町の事業ということになります。ですから、これもまた財政ということになりますが、非常に事故も多いということにもなります。特に、これから交通量が多くなると、かなり危険性も増すと思えます。その辺も十分検討していきたいと思えます。

肝心のここからと駅の路線でありますけれども、調査と言いましたか、その辺、十分検討してみて、果たして着工できるのか、着工するように頑張っていきたいと思っておりますけれども、実はこれも今、いわゆる道路特定財源といいますか、いわゆる暫定税率がなくなって、果たして道路がどうなるのかというものにらまなければならないと思えます。これは、我がほうの道路事業全般に言えることでもあります。その辺もよく国のこれからの動向を踏まえて、ひょっとすれば必要な道路はつくるということを言っていますので、いい方向にいくかもしれませんし、その辺も期待をしながら、その辺もにらみながら物を進めていきたいと思っております。よろしく、ひとつお願いします。

○議長（田中正樹君） 6番議員、よろしいですか。再々質問はいいですか。

これをもって、田嶋弘一君の質問を終わります。

次に、通告第7号、1番附田俊仁君、発言を許します。

○1番（附田俊仁君） 今年度、2回目の秋祭りに私も微力ではございましたが参加させていただきました。今回、祭りに参加して思ったことは、天間の新政七戸町が一つになる、一つのいい材料として秋祭りは有効に活用できるのかなど。来年度以降はもっともっと仲間を誘って、天間地区の方々と七戸地区の方々の融和をもっともっと進めていければなどと考えております。

さて、一般質問に入りたいと思えます。

世間では、少子化に歯どめをかけるべくさまざまな取り組みがなされようとしています。当町でも子育て環境の改善に鋭意努力されていることは、皆さん御存じのとおりです。

さて、我々子育て真っ盛りの町民が最も憂うのは子供たちの行く末です。厳しい世の中をりりしく、たくましく、へこたれずに生き抜く力をどうやったら与えられるか、どうい

う環境が望ましいのか常に脳裏から離れません。

子供たちは、社会から与えられた限られた環境で育つわけですから、その環境整備は我々の責務にほかなりません。

教育基本法では、知・徳・体の習得を三本柱として掲げているわけですが、これらを習得させるには、その基礎となるアイデンティティの醸成や社会性の育成、互いに切磋琢磨しようという環境が求められると思います。

思春期を迎える中学生にこれらを習得させるには、より多くの仲間、新しい友達を得られる環境が必要と思われまます。

天間林地区においては、おおむね東・西小学校の生徒が、それぞれ榎林、天間館中学校にそのまま進学するわけですが、小規模校の優位性も考慮しつつ、前段申し上げた環境の醸成のために、天間林地区の中学校の統合を考える時期に来ていると思われまます。

保護者の観点からは、以上のとおりですが、学校運営を立案、指導していくべき教育委員会としての立場からの見解を伺いたいと思います。

一つには、中学校における生徒数の減少の推移はいかようでしょうか。

次に、教育環境の効率的な整備の観点からは、統合の必要性はいかなものか。2点について、教育長からの答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、町管理施設の合理化の進展について伺います。

新政七戸町になって、はや5年目に突入しております。財政状況が厳しい中、各施設の修繕等、町の運営努力には大変感謝申し上げる次第でございます。

しかしながら、老朽化が激しく、町民に利用いただくには忍びない施設も幾つかあるように見受けられます。町の管理施設のうち、早急に建てかえ、もしくは移転すべき施設はあるのか伺います。

具体的な一つの施設としては、七戸幼稚園の校舎です。昭和41年に建設された校舎は、築43年が経過し、老朽化が著しい状況にあります。その上、現在の立地場所が七戸城趾の上にあることから、現在の場所での改築及び新築が非常に難しいと伺っております。

一方で、七戸地区保健センターは、現在、その機能を本庁舎隣の保健センターに移行し、あいている状況です。既存の町施設を有効に利用する観点から、七戸幼稚園をこの場所に移転する考えはございませんでしょうか。

また、そのほかの施設においても、流用、改築といった計画があればお知らせください。

以上で、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（田中正樹君） 教育長。

○教育長（倉本 貢君） 附田俊仁議員の天間林地区の中学校の統合についての、生徒数の減少の推移はいかようかの御質問にお答えいたします。

天間林地区、特に、榎林中学校の今後の生徒数の推移を見ますと、平成21年度、すな

わち今年度は、1年生から3年生までの総生徒数53名です。平成22年度は46名になります。平成23年度は49名になります。平成24年度は49名になります。平成25年度は58名と、少々でありますけれども、増加の傾向を示しております。

また、天間館中学校の生徒数の推移を見ますと、今年度167名をピークに、毎年度5人程度の減少傾向との見込みとなっております。

次に、教育環境の効率的な整備の観点から、統合の必要性はいかがかについての御質問にお答えいたします。

ただいま御説明申し上げましたように、榎林中学校の場合は、生徒数の減少から少人数での学習を行っている現状であります。したがって、多くの友達同士から学ぶ機会が限定されております。多様な体験の機会がやはり少なくなっております。スポーツなど団体競技ができないといった、社会性を身につけたり、人間形成の場の確保がままならない点などの御指摘があることは承知いたしております。

一方では、榎林中学校の小規模の特色を生かして、個別指導に力を入れ、一人一人の力を伸ばしており、一人一人の生徒と教師との触れ合いなどがあり、生徒指導上の問題も少なく、そして、何よりも地域の方々が学校支援に積極的に取り組んでいる現状であります。

また、附田議員は、天間林東小学校のPTA会長として御活躍され、その地域では、学校と地域が一体となって、教育効果を上げているということについても多くの方々に知られている方でもあり、心から敬意を表しているところであります。

天間林地区の中学校の統合を考えた場合、教育委員会としては、教育環境の効率的な整備の観点から考えることはもちろんですが、何より天間林地区、地域の方々の意思が大事であることを踏まえつつ、総合的に判断する必要があるものと考えております。

また、昨年度の議会においても、前教育長が、現段階では、学校統合につきましては考えておりませんと答弁しているところですので、御理解を賜りたいと思います。

次に、町管理施設のうち、早急に建てかえ、もしくは移転すべき施設はあるのか、町管理施設の再編計画の有無について、この二つの御質問にお答えいたします。

昨年度から小中学校等の耐震診断調査を実施しております。今年度、町立七戸幼稚園、天間館中学校の耐震診断調査を実施し、今年度末に開催予定の青森県耐震診断改修判定委員会に諮り、その結果がわかった時点で、町行政事務改善委員会に諮って、町のすべての施設を総合的視野に立って、建てかえ、移転も含めた再編計画を検討していただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 附田議員、よろしいですか。

附田議員の再質問を許します。

○1番（附田俊仁君） 生徒数の減少の推移についてですが、教育長のほうから、今年度を含めた5年分の全校生徒の推移をお知らせいただいたのですが、昨年度、私が一般質問

で、独自に調査したところ、10年後に榎林中学校、天間館中学校ともに3分の2程度まで全校生徒数が落ちるといふような結果になったのですが、その辺の、10年後まで見たときの結果がもしわかればお知らせください。

次に、町の施設というか、七戸幼稚園と天間館中学校の耐震診断を行うということで、結果を町事務改善委員会のほうに諮るといふことですが、これは、所管はどちらになりますか。

総務課にお伺いしますが、この行政事務改善委員会の主な働きと構成人員といひますか、構成メンバーと、あと、今現在どのようなものが議題に上がっているのかといふのを願えれば助かります。

以上です。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（米澤秀一君） 附田議員の生徒数の減少の、10年後の生徒数の減少ということですが、一応調べたのが、天間東小学校に入る児童ですが、6歳児が14、5歳児14、4歳児13、3歳児12、2歳児7、1歳児18、ゼロ歳児というのは4人なのですが、これはあくまでも8月28日現在の資料であります。

以上です。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。

行政事務改善委員会の、1点目の主な働きといふのですか、選考といふのですか、これにつきましては、18年度、行財政改革大綱をつくっております。そのことについての、いわゆる進捗状況等を調査しながら、どうすればいいかというようなことが主な仕事になります。

あと、構成メンバーにつきましては、副町長がトップとして、各課長全員がメンバーになっております。

今現在の中心的な議題ということになりますと、定員管理、それから給与の見直し、それから、質問のあります施設の見直し、あと、手数料、さまざまやってきました。手をつけられるのがもうないのかなというような感じでいましたけれども、今、議員御質問の施設が、合併時点で検討施設が73施設ありました。それで、順次廃止、それから指定管理業務委託ということで、さまざまやってきましたけれども、今現在残っておりますのは26施設がまだまだ検討が必要な施設ということになっておりまして、このことにつきましては、現在、課長補佐クラス7人によります、施設有効利用検討委員会等を立ち上げて、鋭意検討しているところであるということでございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 1番議員、よろしいですか。

1番議員の再々質問を許します。

○1番（附田俊仁君） 就学前の子供たちの時代になると、平均12名から14名

ぐらいということで、これを掛ける3にすると、50人そこそこという形です。

私、先ほどお褒めいただきありがとうございます。実際、学校にほとんど毎日顔を出しているわけなのですが、どんな活動をするにしても、一学年25人を割ると非常に活動が厳しくなっているのが実情です。その分を親のほうでカバーをするようにはしているのですが、それでもやっぱり子供の数の絶対数というのは避けて通れないのです。親が手をかけるのとは別個なところで子供たちは動き始めますので、中学校になればますますそれが顕著になっていきますので、一学年25人をある程度キープできればいいのしょうけれども、そのための少子化対策でもあるのですが、いずれにしろ、10年後は確実に、これからそこにふえてくるということはある得ない話ですので、もう統合を考えざるを得ないのかなというのは私の正直なところですよ。

これは、施設の有効活用のほうにも非常に関連してくるのですが、どういう学校……、統廃合だとか移転だとかという大きい柱の部分がしっかり最初に計画として決めてあげないと、その先の施設の、例えば改築とか移転とか新築とかというものの計画が今度できていかないんで、まず先に、学校とか、そういう団体だとか役場施設、ほかのいろいろな施設があって、有効利用検討委員会なるものでもんでいただいているみたいですが、その中での方針をまず先に打ち出させていただくというのが非常に優先課題だというふうに考えておりますので、その辺、今、私が申し上げた問題を解決していただくと考えていただけるならば、早急に検討に入らせていただいて、まずは方針を出していただいて、それによって、次に、そのために施設をどうするのかというのが順次決まっていくことだと思いますので、その辺、行財政改革委員会でしたか、そちらのほうと連携を密にさせていただいて、検討していただければ助かります。

以上で終わります。

○議長（田中正樹君） これをもって、附田俊仁君の質問を終わります。

次に、通告第8号、7番田嶋輝雄君、発言を許します。

○7番（田嶋輝雄君） 田嶋輝雄、一般質問いたします。

先月、8月30日に行われ衆議院議員選挙において、野党の大逆転によって政権交代が着々と進められております。

このことは、アメリカの金融経済の破綻によって、100年に一度の経済不況のど真ん中であって、近年は、特に地方、都会の経済格差、雇用問題、長年続いた農業の大変厳しい環境などなどが山積いたしまして、変革を求めた国民有権者の不満が一気に爆発したと、そういう結果だと私はそう思っております。

しかし、今、国の予算の凍結、見直しをするということが報道されておりますけれども、どこまでするかによっては、私ども8割近い財源を依存している行政運営に対して、我が町にとって、特に、新幹線の開業を来年に控えているだけに、事業計画において、既に発注し、着手しているもの、あるいはまた、今後予定している事業計画において、大変懸念しているところでございます。

さて、町長が就任して、はや5カ月目に入りましたが、当時いろいろとマニフェストに挙げた中で、特に、町の現況は、農業が元気にならなければならないのだということを言っておりました。その農業振興の重要性、強化取り組みを訴えたことを忘れてはいないと思います。

そこで、その基本方針、理念がぶれていないならば、今定例会後の次年度に向けた強化対策が期待されているところでございます。

全国的に少子高齢化社会の中で、農業の担い手不足、高齢化、加えて、食料や農業をめぐる諸情勢の変化の中で、農地面積の減少が深刻であります。

しかしながら、食料自給力を強化するためには、農業生産の基盤である農地の確保や有効利用を図っていくことが重要であり、特に耕作放棄地の解消が挙げられております。我が町においても同様と考えます。

今、国では、平成21年度から25年度において、耕作放棄地の発生要因、荒廃状況、権利関係、引き受け手等々の要因を踏まえまして、耕作放棄地を再生利用する取り組みにおいて、総合的・包括的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策が実施されることになっております。

農業振興する上で、そこで、この対策において、次のことを質問いたします。

一つ目としまして、今日まで、耕作放棄地の現況と、解消するための強化策をどのようにとってきたかと。

二つ目といたしまして、この対策に対し、国では2分の1の補助、事業内容によっては全額補助することになっております。町としても強力に推進していくためにも、さらに上乗せの補助金を充てる考えはあるかどうか。

三つ目といたしまして、その上で、面的集積を進める上で有効と考えられる農地集積加速化事業があるが、その事業に取り組む考えはあるのか、町長にお伺いいたします。

壇上からの質問、これで終わります。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 田嶋輝雄議員の御質問にお答えいたします。

まず、耕作放棄地の現況ですが、町内に239ヘクタール存在しています。耕作放棄地解消対策をどうやっているのかということでもありますけれども、7月に、七戸地域耕作放棄地対策協議会を設立しました。そして、現在、その解消計画の策定ということで取り組んでいるところであります。

耕作放棄地の再生事業に対しては、今おっしゃるとおり、国の補助事業で、おおむね経費の半分が補助されるということになっております。さらに、再生にかかる費用のうち、労務費と機械経費については、取り組み主体の労務を費用換算したものと、自己所有機械の損料相当額が認められており、実支出額が少なく済むような仕組みになっております。

これに対して、町の上乗せ補助の考えはあるのかということではありますが、これに取り組む農家の生産意欲の喚起と、いわゆる農家の負担軽減につながるような方向で、一部助

成というのも当然検討していかなければならないと、そう考えております。

次に、農地集積加速化事業に取り組む考えということであります。

これは、国の21年度補正予算に盛り込まれた事業でありまして、大規模化を進めるため、農地の出し手に1万5,000円、最長で5年間交付をするというものであります。これが本当に実施されるのであれば、これは農業委員会と連携をとりながら取り組んでいきたいと思っておりました。

ところがきのう、農水省で、いわゆるこの事業の凍結というのが、今までもニュースで若干ありましたけれども、農水省からはっきり発表されました。これは、新政権サイドが新規事業実施に向けての補正予算の凍結いろいろやっているようであります。農業関連、あとなければいいなと思っておりますけれども、これを踏まえての措置ということではありません。ですから、加速化事業、これについては、残念ながら取り組むことができないと。

今後、こういった農政全般についての、いわゆる国の農政の動向というのをにらみながら対応が必要だろうというふうに思っておりますけれども、意欲ある農家に対しては、できる限り町としても助成をしていきたいというふうに思っています。

○議長（田中正樹君） 7番議員、よろしいですか。

7番議員の再質問を許します。

○7番（田嶋輝雄君） 私、通告してから農水省のほうで、こんな結果になったものから、いろいろと行政のほうも、私のみならず、これを頼りにしていた方々ががっかりしているのではないかなと、そう思っております。

まず、先ほど町長のほうから答弁がありましたけれども、耕作放棄地の対策協議会を設立して、今後、その放棄地解消に向けての、再生利用に向けての立ち上げをしたと、取り組んでいきますよということでございますけれども、まさしく私は、これに顕著な形の中で、将来のためにも進めていただきたいなと思っております。

私も専業農家でございます。例えば今、約240町歩ある中で、水田は約150町歩含まれているわけです。その内訳の中にも、一つ一つを1,100以上の筆数にしてあるということ、それだけ点在しているということです。私、一つ二つで言いますと、私の土地におきましてもそうなのです。要するに、用水路、排水路の管理が不十分なためになかなか水が流れてこない。あるいはこの前、カメムシかけたときには、隣りのカメヤかけた後にすぐかってたと、なかなか注意できないわけです。そういった実態が私のみならず、結構あるのではなからうかなと、そう思っておりますので、こういった解消に向けた取り組みというのはぜひぜひ必要であると思っております。

それで、今一番水田においてあっているのが、木が立って復元できないというのが年々ふえてきているそうです。それが約150町歩の中でも45%、そういう環境にあるということですから、そのまま放っておけばもっともっとなるということです。実際、休耕している手当てというのはほとんどない、ゼロですから、行政もゼロですので、そういった意味では、これからもっともった考えた形の中でやっているものだから、どうせ自分の土

地だものと、自分で適当に管理しておけばいいということになると思いますので、そのところもしっかりと監視の形の中で、協力体制を促していただきたいなと思います。

一方、逆に、ちょっと手を加えれば再生できるというのは畑のほうだそうです。約80%といった形の中で再生できる環境になっております。そういった意味では、この協議会が地域の誘導というものを図っていくということが大事ではないかなと私はそう思っております。そういった意味では、繁忙期のときに説明会等をやったって、これはだれも聞きに来るわけではないわけです。これから農閑期に向けてぜひ、農業委員会もそうですけれども、農林課はもちろん、こういった方々が手分けをしまして、ぜひ説明会等を開きまして、こういった放棄地の解消に向けてほしいなと、そう思っております。

なかなか説明、市民等では広報を出したみたいですがけれども、やはりだれも、なかなか難しい、実際見ているのも難しいのです。このことにはいろいろな諸条件がありますので、それを全部クリアして取り組むということはなかなか難しい。だから、こういった協議会が、そういった意味で、細かな地域での説明会場等を設けて、これから誘導していただきたいなと思っております。

4番議員が私の前に、加工施設等のお話をしましたがけれども、この事業において、ある角度から取り組めば、そういった加工施設、あるいは加工品その他というのは、定額で助成される事業も含まれているわけです。そういったことをいろいろな形の中で、幅広い事業でございますので、ぜひその辺のところを小まめに説明した説明会を設けていただけるかどうか、その辺も含めて回答をお願いしたいなと思います。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） これから食糧不足、農業の時代ということですから、努めてそういった方向に向けて進めていきたいと思っております。

今の事業、耕作放棄地再生利用の緊急対策、これも21年度の補正に係る事業で、実は説明会等も、そういった緊急的なものがあつた。ですから、時期的に非常に忙しいときもあつたかと思えます。よく情報をとってみれば、これはこのままいくような気がしております。ですから、この事業については、さっき言ったみたいに、非常に耕作放棄地が、水田の場合は木になって、大木になって、非常に手間がかかると、そういったものについては、それ相応の助成措置があるみたいです。その辺も、町の上乗せもいろいろ検討しながら進めていきたいと思えますし、いわゆるその取り組みによっては、加工にかかわる部分の助成もあるということですので、これについては、しっかり中身を見ながら、必要とあれば、これから農閑期を利用した説明会等をもって、いわゆる耕作放棄地の解消対策ということで、一緒になって進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田中正樹君） 7番議員、よろしいですか。

これをもって、田嶋輝雄君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

---

○散会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、9月11日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時31分